

平成22年3月29日

各位

和解に関するお知らせ

当社及び子会社の太平洋炭礦株式会社は先週3月26日、北海道の各炭鉱の元労働者及びその弁護士との間で、じん肺罹患に関する和解合意をいたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 和解に至るまでの経緯

昨年以來、当社及び子会社の太平洋炭礦株式会社(以下、炭礦社と略する。)が経営した北海道の釧路炭鉱において勤務経験のある元労働者及びその弁護士から、じん肺に罹患した労働者に対する損害賠償に関する和解に応じるよう要請を受けました。当社及び炭礦社はこの要請を受け、対象とされた労働者のじん肺認定事実の確認、職業履歴などの調査を行ってまいりました。

当社及び炭礦社は、じん肺患者の高齢化が進んでいること、過去のじん肺裁判の結果などを勘案し、早期に和解をすることが企業の社会的責任を果たすことになると判断し、今般、元労働者及び弁護士と和解することで合意いたしました。

2. 和解内容

当社及び炭礦社は連帯し、和解対象者10名に対し、総額42百万円の和解金を平成22年3月31日までに支払う。

3. 業績に対する影響

平成22年3月期決算に当該和解金の支払いを織り込んでいたため、当期の当社の業績には特段の影響はございません。

(本件に関する問合せ先)

太平洋興発株式会社 取締役管理部門統括 板垣 好紀

電話番号 03-5830-1601

以上